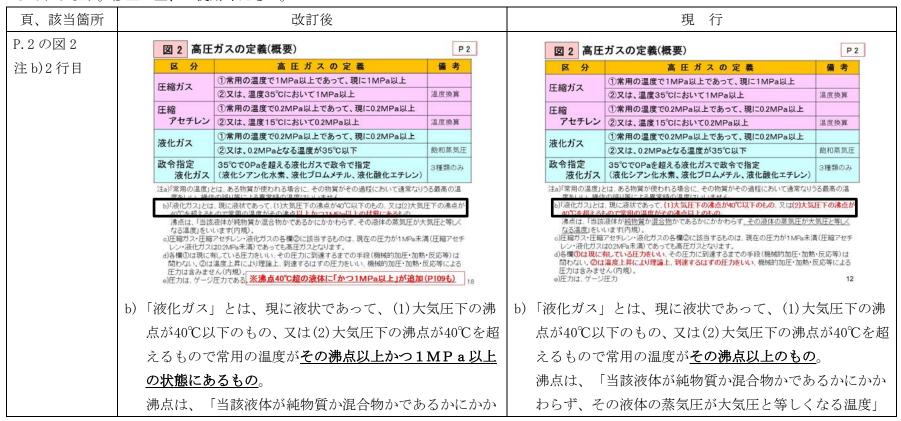
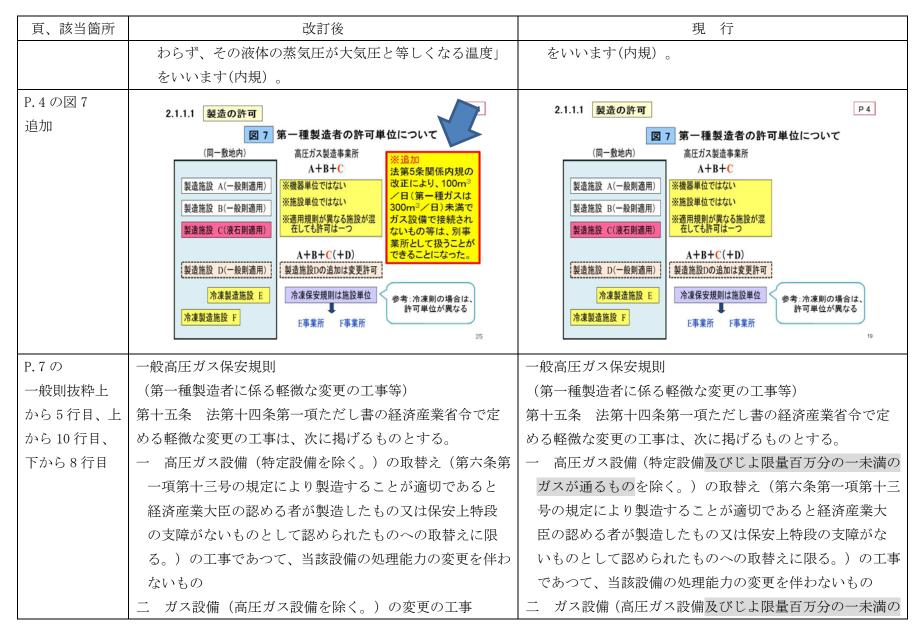
よくわかる高圧ガス保安法の許可、届出に係る運用と解釈[改訂版]

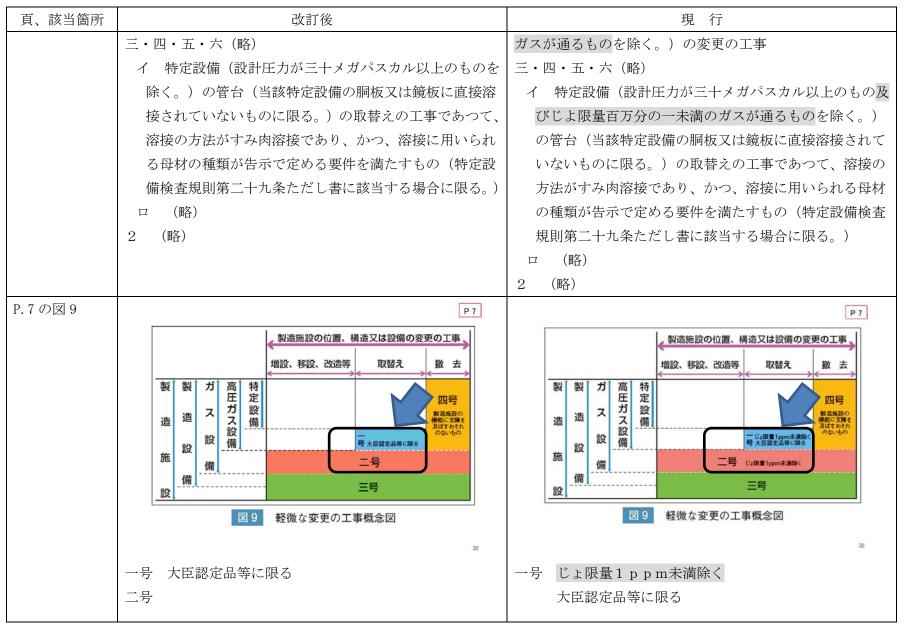
【新旧対照表】

平成28年11月1日に政省令、告示、内規等が改正されたため、次のように改訂いたします。

改訂箇所は、囲み部分及び太字下線で示しております。また、削除部分は網掛けにて、図の追加、修正箇所は、囲み部分及び矢印にて表示 しております。修正の上、ご使用ください。







頁、該当箇所	改訂後	現行
		二号 じょ限量1ppm未満除く
D 0 0 1 2 2 0	1) 古民政力制度 (株产制度2 以2、加田松上の東東政队	1) 古民政力制度 (此户制度177812), 四月1), 土油の政
P.8の上から3	1) 高圧ガス設備(特定設備を除き、処理能力の変更が伴	1) 高圧ガス設備(特定設備及びじょ限量 ¹⁾ 1ppm 未満のガ
行目、上から5	わないもの <u>。</u>)	スが通るものを除き、処理能力の変更が伴わないもの)
~7 行目 注 1)		注1) 一般の人が有害ガス等を含んだ環境のもとで中程度
削除		の作業を1 日8 時間行い、かつ、長期間継続しても健
		康に障害を及ぼさない程度の有害ガスの限界をいいま
		す。運用上ACGIH(米国産業衛生監督官会議)の勧告す
		る許容濃度(TLV-TWA)によっています。
P.9の下から9	2) ガス設備(高圧ガス設備を除く。)	2) ガス設備(高圧ガス設備及びじょ限量1ppm 未満のガス
行目	変更の工事 が軽微な変更の工事に該当	が通るものを除く)
		変更の工事 が軽微な変更の工事に該当
P. 12 の上から	★ポイント	★ポイント
14 行目	・全般	・全般
	許可申請の段階で、完成検査時に必要な資料や都道府県の	許可申請の段階で、完成検査時に必要な資料や都道府県の
	立ち会い項目等について調整しておく必要があります。	立ち会い項目等について調整しておく必要があります。
	・基礎の配筋、保温・保冷で隠れてしまう溶接部等は、製造	・基礎の配筋、保温・保冷で隠れてしまう溶接部等は、製造
	施設の設置工事の途中で完成検査が必要となる場合があり	施設の設置工事の途中で完成検査が必要となる場合があり
	ます。	ます。
	・耐震設計関係	・耐震設計関係
	完成検査時に必要な資料について、都道府県と調整してお	完成検査時に必要な資料について、都道府県と調整してお
	く必要があります。	く必要があります。
	<資料の例>	<資料の例>

頁、該当箇所	改訂後	現行
	コンクリートの圧縮強度を示す資料	コンクリートの圧縮強度を示す資料
	鉄筋のミルシートと当該鉄筋の <u>仕様</u> を示す写真	鉄筋のミルシートと当該鉄筋の <u>使用</u> を示す写真
	(略)	(略)
P.22の下から1	2.1.3 その他の製造者(法第13条)	2.1.3 その他の製造者(法第13条)
行目	高圧ガスの製造をする者で、第一種製造者にも第二種製	高圧ガスの製造をする者で、第一種製造者にも第二種製
	造者にも該当しない者は「その他の製造者」などと呼ばれ、	造者にも該当しない者は「その他の製造者」などと呼ばれ、
	次の高圧ガスの製造が該当します(内規 冷凍則関係は除	次の高圧ガスの製造が該当します(内規 冷凍則関係は除
	<.).	<.).
	a) 処理能力が100m³ (第一種ガスの場合は300m³) 未満の	a) 処理能力が100m³ (第一種ガスの場合は300m³) 未満の
	設備を使用してする事業 (業) とならない高圧ガスの製	設備を使用してする事業(業)とならない高圧ガスの製
	造	造
	b) 処理設備を使用しないでする事業 (業) とならない	b) 処理設備を使用しないでする事業(業)とならない
	高圧ガスの製造(例えば、処理設備を使用しないでする	高圧ガスの製造(例えば、処理設備を使用しないでする
	高圧ガスの充塡(いわゆる詰め替え))	高圧ガスの充塡(いわゆる詰め替え))
	c) 一般則第13 条第1 号に掲げる緩衝装置等による高圧	c) 一般則第13 条第1 号に掲げる緩衝装置等による高圧
	ガスの製造	ガスの製造
	1) エア・サスペンション	1) エア・サスペンション
	2) 外部のガスの供給源と配管により接続されていな	2) 外部のガスの供給源と配管により接続されていな
	い緩衝装置(ショックアブソーバ、アキュムレータ	い緩衝装置(ショックアブソーバ、アキュムレータ
	等)	等)
	_(削除)	3) 自動車用エアバッグガス発生器

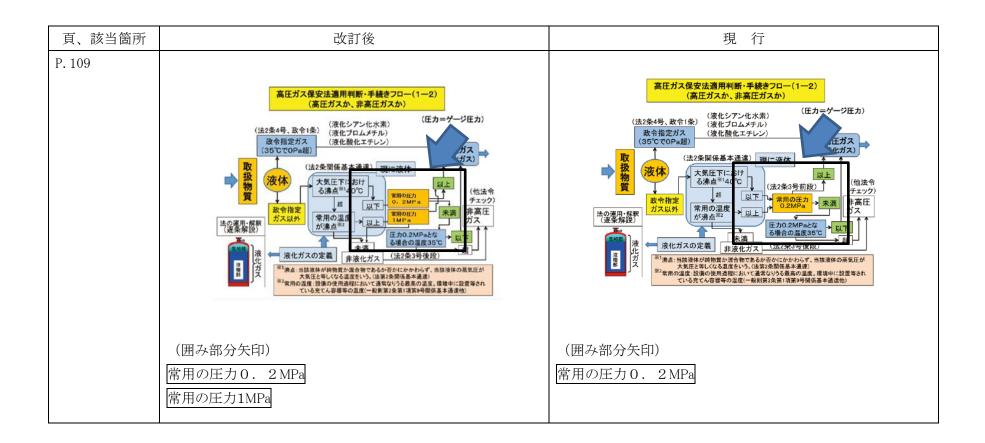
頁、該当箇所	改訂後	現行
P. 26 の上から 7	一般高圧ガス保安規則	一般高圧ガス保安規則
行目、上から 13	(第一種貯蔵所に係る軽微な変更の工事等)	(第一種貯蔵所に係る軽微な変更の工事等)
行目	第二十八条 法第十九条第一項ただし書の経済産業省令で	第二十八条 法第十九条第一項ただし書の経済産業省令で
	定める軽微な変更の工事は、次に掲げるものとする。	定める軽微な変更の工事は、次に掲げるものとする。
	一 貯蔵する高圧ガスの通る部分(貯槽を除く。)の取替	一 貯蔵する高圧ガスの通る部分(貯槽及びじよ限量百万
	え (第六条第一項第十三号の規定により製造することが	分の一未満のガスが通る部分を除く。)の取替え(第六
	適切であると経済産業大臣の認める者が製造したもの	条第一項第十三号の規定により製造することが適切で
	又は保安上特段の支障がないものとして認められたも	あると経済産業大臣の認める者が製造したもの又は保
	のへの取替えに限る。) の工事であつて、当該設備の貯	安上特段の支障がないものとして認められたものへの
	蔵能力の変更を伴わないもの	取替えに限る。) の工事であつて、当該設備の貯蔵能力
	二 貯蔵する高圧ガスのガス(その原料となるガスを含	の変更を伴わないもの
	み、高圧ガスを除く。)の通る部分の変更の工事	二 貯蔵する高圧ガスのガス(その原料となるガスを含
	三・四(略)	み、高圧ガスを除く。)の通る部分(じよ限量百万分の
	2 (略)	一未満のガスが通る部分を除く。) の変更の工事
		三・四(略)
		2 (略)
D OC DITA'S	ナム 「与のしむり収集と亦声のて声に関わて再相ぶ川を	
P. 26 の下から	また、上記のとおり軽微な変更の工事に関する内規が出さ	また、上記のとおり軽微な変更の工事に関する内規が出さ
18 行目、下から	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	れていますので、これと併せ、規定内容のポイントを整理し
10 行目	ます。	ます。
	1) 貯蔵する高圧ガスの通る部分(貯槽を除き、貯蔵	1) 貯蔵する高圧ガスの通る部分(貯槽及びじょ限量
	能力の変更が伴わないもの)	1ppm 未満のガスが通るものを除き、貯蔵能力の変更
	イ・ロ・ハ・ニ(略)	が伴わないもの)
	2) 貯蔵する高圧ガスのガス(その原料となるガスを	イ・ロ・ハ・ニ(略)

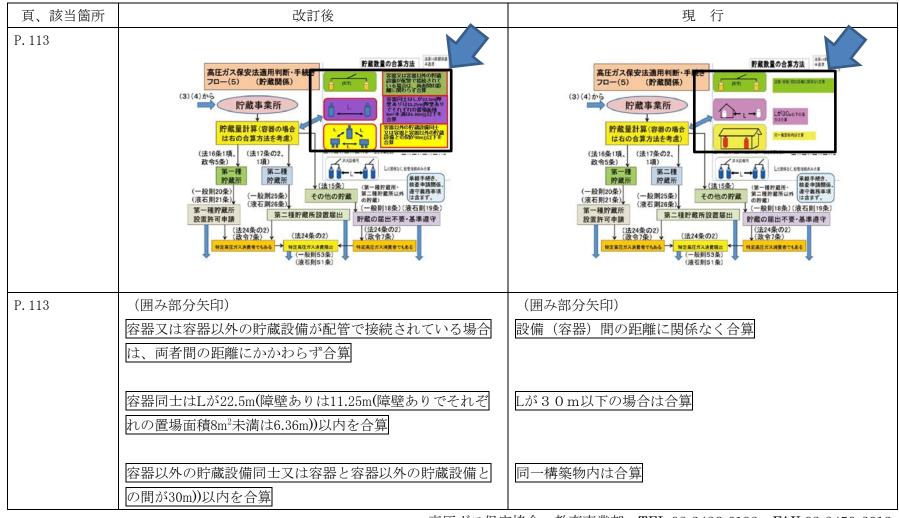
頁、該当箇所	改訂後	現行
	含み、高圧ガスを除く。)の通る部分	2) 貯蔵する高圧ガスのガス(その原料となるガスを
	変更の工事が軽微な変更の工事に該当	含み、高圧ガスを除く。)の通る部分(じょ限量1ppm
		未満のガスが通るものを除く。)
		変更の工事 が軽微な変更の工事に該当
P. 32 の下から 1	2.3.3 承継(法第20条の4の2)	2.3.3 承継 (法第20 条の4 の2)
行目	販売業者がその事業の全部を譲り渡し、又は販売業者につ	販売業者がその事業の全部を譲り渡し、又は販売業者につ
	いて相続、合併若しくは分割(その事業の全部を承継させる	いて相続、合併若しくは分割(その事業の全部を承継させる
	ものに限る。)があった場合、その承継者は販売業者の地位	ものに限る。)があった場合、その承継者は販売業者の地位
	を承継します。ただし、承継した者は、遅滞なく都道府県知	を承継します。ただし、承継した者は、遅滞なく都道府県知
	事に届け出なければなりません。	事に届け出なければなりません。
	届け出ようとする者は、高圧ガス <u>販売事業承継届書</u> (法定	届け出ようとする者は、高圧ガス <u>販売事業届書</u> (法定様式)
	様式)に、承継の事実を証する書面(相続の場合であって、	に、承継の事実を証する書面(相続の場合であって、相続人
	相続人が2 人以上あるときは、承継すべき相続人の選定に係	が2 人以上あるときは、承継すべき相続人の選定に係る全員
	る全員の同意書)を添えて、事業所の所在地を管轄する都道	の同意書)を添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県知
	府県知事に提出しなければなりません。	事に提出しなければなりません。
P. 35 の表 4 中	酸素(スクーバダイビング呼吸用のガスであって、当該ガス	酸素の販売所
販売所の区分	中の酸素の全容量の四十パーセント未満のものを除く。)の	
	販売所	

頁、該当箇所	改訂後	現行
P. 41 の上から 5	一般高圧ガス保安規則	一般高圧ガス保安規則
行目、上から 10	(特定高圧ガスの消費者に係る軽微な変更の工事)	(特定高圧ガスの消費者に係る軽微な変更の工事)
行目	第五十七条 法第二十四条の四第一項ただし書の経済産業	第五十七条 法第二十四条の四第一項ただし書の経済産業
	省令で定める軽微な変更の工事は、次の各号に掲げるもの	省令で定める軽微な変更の工事は、次の各号に掲げるもの
	とする。	とする。
	一 貯蔵設備等(貯槽を除く。)の取替え(第五十五条第	一 貯蔵設備等(貯槽及びじよ限量が百万分の一未満のガ
	一項第八号の規定により製造することが適切であると経	スが通る部分を除く。)の取替え(第五十五条第一項第
	済産業大臣の認める者が製造したもの又は保安上特段の	八号の規定により製造することが適切であると経済産業
	支障がないものとして認められたものへの取替えに限	大臣の認める者が製造したもの又は保安上特段の支障が
	る。)の工事であつて、当該設備の貯蔵能力の変更を伴	ないものとして認められたものへの取替えに限る。)の
	わないもの	工事であつて、当該設備の貯蔵能力の変更を伴わないも
	二 消費設備(貯蔵設備等を除く。)の変更の工事	Ø.
	三・四(略)	二 消費設備(貯蔵設備等及びじよ限量が百万分の一未満
		のガスが通る部分を除く。)の変更の工事
		三・四(略)
P. 41 の下から	また、上記のとおり軽微な変更の工事に関する内規が出さ	また、上記のとおり軽微な変更の工事に関する内規が出さ
16 行目、下から	れていますので、これと併せ、規定内容のポイントを整理し	れていますので、これと併せ、規定内容のポイントを整理し
9 行目	ます。	ます。
	1) 貯蔵設備等(貯槽を除き、貯蔵能力の変更が伴わ	1) 貯蔵設備等(貯槽及びじょ限量1ppm 未満のガスが
	ないもの)	通るものを除き、貯蔵能力の変更が伴わないもの)
	イ・ロ・ハ・ニ (略)	イ・ロ・ハ・ニ (略)
	2) 消費設備(貯蔵設備等を除く。)	2) 消費設備(貯蔵設備等及びじょ限量1ppm 未満のガ
	変更の工事 が軽微な変更の工事に該当	スを通るものを除く。)
	3) (略)	変更の工事 が軽微な変更の工事に該当

頁、該当箇所	改訂後	現行
		3) (略)
P. 47 の下から	注1) ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノ	注1) ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノ
10 行目	ン、ラドン、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン <u>(難</u>	ン、ラドン、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン <u>(可</u>
	燃性を有するものとして経済産業省令で定める燃焼性	燃性のものを除く。) 又は空気を第一種ガスといいます
	<u>の基準に適合するものに限る。)</u> 又は空気を第一種ガス	(政令第3条)。
	といいます(政令第3条)。	第一種ガスのみの混合ガスについては第一種ガスと
	第一種ガスのみの混合ガスについては第一種ガスと	し、第一種ガスと第一種ガス以外のガスの混合ガスにつ
	し、第一種ガスと第一種ガス以外のガスの混合ガスにつ	いては第一種ガス以外のガスとなる(内規)。
	いては第一種ガス以外のガスとなる(内規)。	
P. 49 の下から 2	3) 消火設備内高圧ガス以外の高圧ガスについては、次の	3) 消火設備内高圧ガス以外の高圧ガスについては、次の
行目	場合に合算します。	場合に合算します。
	イ 容器又は容器以外の貯蔵設備が配管によって接続さ	<u>イ 設備(容器)が配管によって接続されている場合</u>
	<u>れている場合</u>	<u>ロ 設備(容器)が配管によって接続されていないときで</u>
	<u>ロ 容器又は容器以外の貯蔵設備が配管によって接続さ</u>	<u>あって、①設備(容器)と設備(容器)との間が30m 以</u>
	<u>れていないときであって、</u>	下の場合、②設備(容器)が同一構築物内にある場合
	_(i) 容器以外の貯蔵設備と容器以外の貯蔵設備又は容器	
	と容器以外の貯蔵設備との間が30m 以下の場合	
	<u>(ii)容器と容器との間が22.5m(次のイ及びロの場合は、</u>	
	<u>それぞれに示す距離)以下の場合</u>	
	イ 容器と容器の間に厚さ12cm以上の鉄筋コンクリ	
	<u>ート造り又はこれと同等以上の強度を有する構造</u>	
	の障壁(ロにおいて単に「障壁」という。)が設	
	置され、かつ、両者が有効の遮られている場合で	
	<u>あって、容器が破裂した際にその圧力が解放され</u>	

頁、該当箇所	改訂後	現行
	ることを妨げない場所(容器置場の6面が閉鎖さ	
	れているのではなく、両者が有効に遮断されてい	
	れば側面や上方は開放されていてもよい。ロにお	
	いて同じ。)に設置されている場合(ロの場合を	
	<u>除く。)11.25m</u>	
	ロ それぞれの容器置場の面積が8m²以下の場合で	
	あって、容器と容器の間に障壁が設置され、かつ、	
	両者が有効に遮られている場合であって、容器が	
	破裂した際にその圧力が解放されることを妨げな	
	<u>い場所に設置されている場合 6.36m</u>	
P. 50 の図 A. 3		例1 例2 例3 30m 以下 (合算する) (合算する) 30m 以下 (合算しない) (合算しない) (合算しない) (合算しない) (合算しない) (合算しない) (合算しない) (合算する) (合算する) (合算する) 消火設備内高圧ガス以外の高圧ガスの合算について





高圧ガス保安協会 教育事業部 TEL.03-3436-6102 FAX.03-3459-6613